

# スマートフォン決済(PayB)サービス開始!

門川町の税金などが、PayBを利用したアプリで納付できます!

PayBとは、税金などの納付書のバーコードをスマートフォンなどのカメラ機能で読み取り、登録した銀行口座から即時に納付できるサービスです。  
金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても納付できるので便利です。

## ● ご利用可能な税金など

町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、住宅使用料、駐車場使用料、介護保険料、奨学金、区画整理清算金、区画整理保留地処分金、水道料、簡易水道料

- ※ バーコードが印字されている取り扱い期限内の納付書に限ります。
- ※ 領収証書は発行されません。アプリの取引履歴や通帳記帳でご確認ください。
- ※ 領収証書が必要な場合(軽自動車税の車検用など)は、金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。

銀行や  
コンビニに  
行かなくても  
お家で納付  
できるよ!

## ● ご利用可能な金融機関

宮崎銀行、ゆうちょ銀行などPayBが利用できる金融機関

- ※ PayBが利用できる金融機関は、ビリングシステム株式会社のホームページに掲載されている「PayBご利用可能金融機関」をご覧ください。
- ※ 金融機関により、PayBが利用できるアプリ及び時間帯が異なります。
- ※ スマートフォンの機種によっては、アプリを利用できない場合があります。



## ● ご利用方法(手順)

- ① 利用したい金融機関のPayBの無料アプリをスマートフォンにダウンロードする
- ② アプリを起動し、氏名・生年月日・口座情報などを登録する(事前登録)
- ③ 納付書のバーコードをカメラ機能で読み取り、手続きする
- ④ 納付完了(登録口座から即時引き落とし)

- ※ アプリのダウンロードや利用方法など、詳しくはビリングシステム株式会社のホームページ、または、PayBが利用できる金融機関のホームページでご確認ください。
- ※ アプリで口座登録を行う際、金融機関の普通預金キャッシュカードが必要です。
- ※ 通信料はご利用者様の自己負担となります。
- ※ 口座残高不足の場合は、サービスがご利用いただけません。
- ※ アプリで行ったお取引を取り消すことはできません。異なる納付方法で二重にお支払いになった場合は、役場担当課にご連絡ください。



《 お問い合わせ 》

門川町会計課

TEL 0982-63-1140 (内線215)

